

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

(令和3年1月21日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入してください。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

()

問2 (許可の基準)

貨物自動車運送事業法には、許可の基準として、「その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること」とは定められていない。

()

問3 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(国土交通省令で定めるものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

()

問4 (名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣の許可を受けることにより、事業を貸渡し、他人にその名において一般貨物自動車運送事業を経営させることができる。

()

問5（運行管理者等の義務）

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならないが、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従うことまで求められていない。

（ ）

問6（運送約款）

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときであっても、国土交通大臣の認可を受けなければならない

（ ）

問7（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

（ ）

問8（許可の取消し等）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、12月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。

（ ）

問9（運行管理者）

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないが、これを解任したときは、届け出をする必要はない。

（ ）

問 1 0 (届出)

一般貨物自動車運送事業者は、氏名、名称又は住所に変更があった場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

()

問 1 1 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通省令で定める事項に関する事業計画を記載した申請書を提出しなければならないが、その事業計画には自動車車庫の位置及び収容能力を記載しなければならない。

()

問 1 2 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

()

問 1 3 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

()

問 1 4 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときでも、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることまでは規定されていない。

()

問 1 5 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、法令等で定められた事項について報告を求め、及び確認を行わなければならないが、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をする必要はない。

()

問 1 6 (運行管理者等の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を40で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が認めるものについては、この限りではない。

()

問 1 7 (整備管理者の研修)

貨物自動車運送事業者は、選任した整備管理者であって、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

()

問 1 8 (臨時の報告)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、仕事が忙しければ、報告書を提出しなくてよい。

()

問 1 9 (報告書の提出)

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について、省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問 2 0 (自動車検査証の備付け等)

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

()

問 2 1 (変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

()

問 2 2 (交通事故の場合の措置)

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

()

問 2 3 (労働条件の明示)

労働基準法上の使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

()

問 2 4

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としている。

()

問 2 5 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、150日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

()

II. 次の問 2 6、問 2 7 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次のア～カから正しいものを3つ選び、()内に記入してください。

ア. 拘束時間は、1箇月について350時間を超えないものとする。

イ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり13時間、2週間を平均し1週間当たり50時間を超えないものとする。

オ. 1日についての拘束時間を延長する場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

カ. 連続運転時間は、9時間を超えないものとする。

() () ()

問 2 7 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければなりません。台帳に記載しなければならない事項を次のア～ウから2つ選び、()内に記入してください。

ア. 運転者の性別

イ. 運転免許証の番号及び有効期限

ウ. 運転者の健康状態

() ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和3年1月21日)

受験番号 _____

申請者(法人)名 _____

受験者の氏名 _____

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入してください。

問1 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

(第2条第1項) (○)

問2 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法には、許可の基準として、「その事業を自ら適確に、かつ、継続して遂行するに足る経済的基礎及びその他の能力を有するものであること」とは定められていない。

(第6条) 許可の基準として規定されている (×)

問3 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更(国土交通省令で定めるものを除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(第9条第1項) (○)

問4 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣の許可を受けることにより、事業を貸渡し、他人にその名において一般貨物自動車運送事業を経営させることができる。

(第27条第2項) いかなる方法をもってするかを問わず不可 (×)

問5 (運行管理者等の義務) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならないが、事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従うことまで求められていない。

(第22条第3項) 運転者その他の従業員は指導に従わなければならない (×)

問6 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときであっても、国土交通大臣の認可を受けなければならない

(第10条第1項、第3項) 認可を受けたものとみなす (×)

問7 (輸送の安全) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、過積載による輸送の引受け、過積載による輸送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他従業員に対する過積載による輸送の指示をしてはならない。

(第17条第3項) (○)

問8 (許可の取消し等) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、12月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。

(第33条) 12月→6月 (×)

問9 (運行管理者) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないが、これを解任したときは、届け出をする必要はない。

(第18条) 解任したときも同様とする (×)

問10 (届出) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業者は、氏名、名称又は住所に変更があった場合、当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

(第44条第1項第5号) (○)

問11 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

一般貨物自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通省令で定める事項に関する事業計画を記載した申請書を提出しなければならないが、その事業計画には自動車車庫の位置及び収容能力を記載しなければならない。

(第2条第1項第4号) (○)

問12 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。

(第9条) 3年間→1年間 (×)

問13 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあつては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

(第3条第3項) (○)

問14 (異常気象時等における措置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときでも、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることまでは規定されていない。

(第11条) 講じなければならない (×)

問15 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い、法令等で定められた事項について報告を求め、及び確認を行わなければならないが、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をする必要はない。

(第7条第1項) 必要な指示をしなければならない (×)

問16 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を40で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が認めるものについては、この限りではない。

(第18条第1項) 40→30 (×)

問17 (整備管理者の研修) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、選任した整備管理者であって、整備管理者として新たに選任した者に地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

(第3条の4) (○)

問18 (臨時の報告) 【貨物自動車運送事業報告規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、仕事が忙しければ、報告書を提出しなくてよい。

(第3条第1項) 報告書を提出しなければならない (×)

問19 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その使用する自動車について、省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条) (○)

問20 (自動車検査証の備付け等) 【道路運送車両法】

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

(第66条第1項) (○)

問21 (変更登録) 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

(第12条) 30日→15日 (×)

問22 (交通事故の場合の措置) 【道路交通法】

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

(第72条第1項) (○)

問23 (労働条件の明示) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(第15条第1項) (○)

問24 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としている。

(第1条) (○)

問25 (下請代金の支払期日) 【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、150日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(第2条の2第1項) 150日→60日 (×)

II. 次の問26、問27の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等) 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次のア～カから正しいものを3つ選び、()内に記入してください。

ア. 拘束時間は、1箇月について350時間を超えないものとする。

イ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。

ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。

エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり13時間、2週間を平均し1週間当たり50時間を超えないものとする。

オ. 1日についての拘束時間を延長する場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

カ. 連続運転時間は、9時間を超えないものとする。

(第4条) (イ) (ウ) (オ)

問27 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに一定の様式の運転者台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければなりません。台帳に記載しなければならない事項を次のア～ウから2つ選び、()内に記入してください。

ア. 運転者の性別

イ. 運転免許証の番号及び有効期限

ウ. 運転者の健康状態

(第9条の5第1項) (イ) (ウ)

一般貨物自動車運送事業経営許可申請に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R3.1	
受験者数	10	
合格者数	10	